

広報特別委員会記録

(付議事項 2)

令和4年10月11日

【開催日】 令和4年10月11日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後0時2分

【出席委員】

委員長	森 山 喜 久	委員	大 井 淳 一 朗
委員	奥 良 秀	委員	笹 木 慶 之
委員	中 岡 英 二	委員	宮 本 政 志

【欠席委員】

副委員長	福 田 勝 政		
------	---------	--	--

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局次長	島 津 克 則	主査兼議事係長	中 村 潤 之 介
議事係書記	若 野 み ち る		

【審査内容】

- 1 議会だより第67号の校正について
- 2 広聴特別委員会への申入れについて

午前9時開会

(付議事項1)

午前9時32分休憩

午前9時40分再開

(付議事項1)

午前 10 時 10 分休憩

午後 1 時再開

(付議事項 2)

森山喜久委員長 それでは、編集会議を終えましたので、付議事項 2、広聴特別委員会への申入れについて協議したいと思います。なお、副委員長におきましては、疾病のため休みとなっておりますので、よろしく願いいたします。では、申入書について私が内容を読み上げたいと思います。申入書、「令和 4 年 8 月 10 日付けで送付した申入書について、貴委員会で議論し、便宜を図っていただきましたが、本委員会が申し入れた日程での意見交換会の開催に至らなかったため、8 月 18 日に委員会を開催し、協議した結果、申入れを取り下げました。このことに端を発して、両委員会の間で情報共有が不足したこともあり、本委員会の対応によって誤解が生じているのではないかと思われますが、令和 4 年 9 月 28 日の貴委員会において、中島委員から「前も広報は、約束を破った」との発言がありました。このことは、事実を誤って認識したものであると推察します。本委員会としては、貴委員会と意見交換会の開催について約束をした事実はありません。つきましては、発言内容を御確認の上、事実誤認であった場合には発言を訂正するなど適切に対応していただきますようお願いいたします。」。以上となりますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、申入書はこれを出すことに決定しました。その他にありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）以上をもちまして、広報特別委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後 0 時 2 分 散会

令和 4 年（2022 年）10 月 11 日

広報特別委員長 森 山 喜 久